参考資料２

岩手県国民健康保険運営協議会関係規定

１　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第 11 条　国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第 75 条の７第１項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の２第１項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

２　［ 略 ］（市町村に国保事業の運営に関する協議会を置く規定）

３　前２項に定める協議会は、前２項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第１項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

４　前３項に規定するもののほか、第１項及び第２項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

２　国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）

第３条　法第 11 条第１項に定める協議会（第５項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第７条第３項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

２　前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の２分の１以上当該数以内の数とする。

３・４　［ 略 ］（市町村の国保事業の運営に関する協議会の委員に係る規定）

５　都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第５条第１項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

第４条　協議会の委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条　協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

２　会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

３　国民健康保険法施行条例（平成 29 年岩手県条例第 52 号）

第２条　法第 11 条第１項の規定により、岩手県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第３条　国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第３条第５項の規定により条例で定める委員の定数は、15 人とする。

（※　定数の 15 人を国民健康保険法施行令第３条第２項の規定に当てはめると、被保険者を代表する委員４人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員４人、公益を代表する委員４人、被用者保険等保険者を代表する委員３人となる。）

２　委員は、知事が任命する。

第４条　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

第５条　協議会は、知事が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第６条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

第７条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。